

議案第27号 土地開発基金条例の一部を改正する条例

都市建設部道路整備課

1 提案する理由

今回の条例改正は、土地開発基金において、財政上特に必要があると認められるときは、基金の目的を妨げない範囲において、基金に属する現金の一部を処分することができるよう改正するものです。

また、処分が行われたときは、基金の額がその処分量に相当する額が減少するものです。

2 改正内容

(1) 題名を次のように改める。

朝霞市土地開発基金条例

(2) 第2条第2項中「積み立て」を「積立て」に改める。

(3) 第7条中「管理」の次に「及び処分」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に1条加える。

3 施行日

公布の日から施行する。

担当

都市建設部道路整備課用地係

電話048-463-1704